

【平成21年2月現在】支給要件等が変更される場合があります。念のため、都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご確認ください。

事業主の皆さまへ

障害者の雇用維持、雇用促進にご協力ください！

現在雇用されている障害者の方の雇用の維持をお願いします。

障害者については、一旦離職すると再就職が大変難しい状況です。現在、事業所で雇用されている障害者の方の雇用の維持にご努力をお願いします。

雇用の維持に当たっては、**雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金**（景気変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に**休業、教育訓練**又は**出向**をさせることによって雇用を維持していただく場合、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成するもの）の活用もご検討ください。

障害者の雇用促進に向けた取組をお願いします。

障害者雇用促進法に基づく障害者の法定雇用率を未達成である企業はもとより、達成されている企業においても、一人でも多くの障害者雇用に向けた取組をお願いします。

新たな雇い入れについては、以下のような支援措置を拡充・創設しておりますので、これらのご活用もご検討ください。（詳細については裏面をご覧ください）

- ・ 中小企業について、障害者の雇入れに対する助成金（**特定求職者雇用開発助成金**）の拡充
- ・ 障害者の雇用経験のない企業に対する奨励金（**障害者雇用ファースト・ステップ奨励金**）の創設
- ・ 特例子会社等の設置及び障害者の雇入れに対する助成金（**特例子会社等設立促進助成金**）の新設

この他、障害者を多数雇用している事業所や福祉施設等への仕事の発注についてもご検討をお願いします。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)

特定求職者雇用開発助成金の拡充

障害者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる**中小企業**の事業主に対する助成金を拡充しました。
助成金は雇い入れ後6か月ごとに支給され、対象期間、支給される助成金の総額は以下のとおりです。

| 対象労働者 | 対象期間 | 支給額(総額) | |
|---------------------------|-------|---------|-------|
| | | 拡充前 | 拡充後 |
| 身体・知的障害者 | 1年6か月 | 90万円 | 135万円 |
| 身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者 | 2年 | 160万円 | 240万円 |
| 短時間労働者の身体・知的・精神障害者 | 1年6か月 | 60万円 | 90万円 |

障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の創設

障害者雇用の経験のない中小企業（**障害者の雇用義務制度の対象となる56人～300人規模の中小企業**）において、ハローワークの紹介により**身体・知的・精神障害者**を初めて継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる事業主に対する奨励金を創設しました。（※雇用失業情勢が改善するまでの時限措置）
支給額は、1人目の障害者を雇用することに対し、**100万円**です。

特例子会社等設立促進助成金の創設

平成21年2月6日以降に設立する**特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所**であって、**身体・知的・精神障害者を10人以上雇用するものを設立した事業主**に対する助成金を創設しました。（※雇用失業情勢が改善するまでの時限措置）
支給額は以下のとおり、支給期間は3年間です。

| 雇用障害者数 | | 10人～14人 | 15人～19人 | 20人～24人 | 25人以上 |
|--------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 支給金額 | 初年度 | 2,000万円 | 3,000万円 | 4,000万円 | 5,000万円 |
| | 2・3年目 | 1,000万円 | 1,500万円 | 2,000万円 | 2,500万円 |

この他、助成金、奨励金の支給には一定の要件がありますので、詳しくは都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご相談ください。